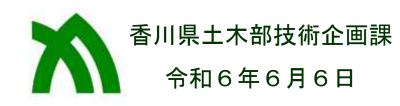
香川県建設業BCP認定制度

審査要領等の改訂点の説明について

- 1. 事業継続計画(BCP)とは
- 2. 香川県建設業BCP認定審査要領の改訂点
- 3. 香川県建設業BCP認定制度 作成例の改訂点

<u>※R6年度改訂箇所は赤字</u>



1. 事業継続計画 (BCP)とは

企業は、災害や事故で被害を受けても、取引先等の 利害関係者から、重要業務が中断しないこと、中断 しても可能な限り短い期間で再開することが望まれ ています。

この事業継続を追求する計画を

「事業継続計画」と呼び、

(BCP: Business Continuity Plan) 計画を策定し、訓練し、計画の見直しを行って、 事業継続力を高めていく取り組みのことです。

今、災害に備える「防災」から、災害後に生き 残るための「事業継続」が求められています。

2. 香川県建設業BCP認定審査要領の改訂点

(1) A-1 受ける被害の想定

記載上のポイントで「耐震補強を実施している場合は、具体的な補強方法を 記載してください。」を追記しています。

2. 香川県建設業BCP認定審査要領の改訂点

- (2) D-1 発災直後に連絡を取ることが重要な 国、県、市町などとの相互の連絡先の認識 記載上のポイントで「申込する年度内の日付とすること」を追記しています。
- (3) E-2協力会社との緊急時の連絡先、連絡手段の相互認識 記載上のポイントで「申込する年度内の日付とすること」を追記しています。

3. 香川県建設業BCP認定制度 作成例の改訂点

A-1 受ける被害の想定

○耐震補強の実施の有無を記載する欄を追加しています。

◇耐震補強の実施の有無

耐震補強の実 施	浄・無
具体的な補強 方法	外付けの耐震フレームを設置等

3. 香川県建設業BCP認定制度 作成例の改訂点

A-3-2 全体手順初期

○対応手順で拠点が津波の影響を受ける場合は対応を記載するように 追加しています。

A-3-2 全体手順初期 へ全体手順初期 (就業時間内の場合)

<u> / 王 / / 于 / 顺</u>	初期(就来時间内の場合)	
時間	対応手順	備考
	来訪者・社員の負傷者対応、避難誘導	
直後	・来訪者、社員等の負傷、閉じこめられた者を救助し、応急措置。 ・火災発生や社屋倒環の危険かある場合、屋外に避難。その際、来答を誘導。重要データ等を担当者(具体的な担当者の氏名を記載)が携帯して持出す。(本社が使用不能の場合、災害対策本部メンバーは代替対応(情報)拠点へ向かう) ・屋外避難が困難な場合来訪者を1階〇〇会議室へ誘導。 〈〈津波浸水地域に社屋や施工現場がある場合〉〉津波到達時間〇分 ・津波警報発令等により、それぞれの避難場所へ津波避難。	
	年以言報元 1 号により、 C10 C1007 歴報物 17、1年以 歴報 8	

今後の予定

○審査会について

令和6年度香川県建設業BCP認定制度の審査会は 1回実施します。

受付:9月予定

申込にあたり、申請書類の事前相談を受け付けています。

事前相談の際には、電話で担当者へ確認後お越しください。

事前相談時間:9:00~12時00分、13時00分~17時00分(土日、祝祭日を除く)

※申込受付開始後は混雑が予想されますので、お早めにご相談ください。

事前相談予約:公益財団法人 香川県建設技術センター 担当:横井・笠井・松岡

〒761-8076 香川県高松市多肥上町1251-1 TEL:087-888-6630

ご清聴ありがとうございました